



## 特定社会保険労務士 原 敏昭 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2  
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719  
E-mail: [harasr@agate.plala.or.jp](mailto:harasr@agate.plala.or.jp)  
URL: <http://www.harasr.com/>

### 労使トラブルに「合同労組」が関与するケースが増加

◆「合同労組」関与の事件割合が過去最高

近年、労使トラブルに「合同労組」「ユニオン」などと呼ばれる団体が関与するケースが増えていると言われていますが、そのことがデータ上からも明らかになりました。

先日、中央労働員会から、「平成 22 年 全国の労使紛争取扱件数まとめ」が発表されましたが、「合同労組」が関与した集団的労使紛争事件の割合が 69.8%（前年比 3.1%増）となり、過去最高となったことがわかりました。

◆「合同労組」の特徴

この「合同労組」には、“柔軟路線”をとる組合、イデオロギー性の強い“労使対立路線”をとる組合など、その性格は様々です。また、“労使対立路線”の組合の中であっても、冷静に落としどころを考える組合、逆にあまり考えない組合もあるようです。

さらに、組合の交渉担当者によって会社への対応が変わってくるケースもあります。また最近では、小規模な「地域労組」（コミュニティ・ユニオン）と言われる団体も増加しており、組合としての統制が本当にとれているのか、疑問の生じるケースもあるようです。

◆駆け込み訴え事件の増加

労働者が、労使トラブルの解決のため合同労組に加入し、その合同労組が使用者に団体交渉を申し入れてくる例も多くあります。

先ほどの中央労働委員会のまとめでは、懲戒や解雇などの処分を受けた後に労働者が加入した組合から調整の申請があった「駆け込み訴え事件」の占める割合は 36.8%（前年比横ばい）で、過去最高となっています。

◆対応として重要なことは？

これら「合同労組」「ユニオン」などから団体交渉の申入れがなされた場合、初めてとるべき対応が重要となります。安易に団体交渉の申入れに応じてはいけませんし、

組合側が求めてくる「労働協約」の締結要求にも注意が必要です。

団体交渉の申入れがあった場合には、専門家に相談する等しながら、しっかりと事前準備を行うことが重要です。

### 「主婦年金問題」で救済案が明らかに

◆3年間の時限措置

新聞報道によると、年金資格の変更を届け出ずに保険料が未納になっていた主婦についての救済案がまとまったようです。

保険料の未納分について過去 10 年分の追加納付を認めて将来もらう年金を増やせるようにし、また、年金が過払いになっている受給者には過去 5 年分の返還を求めるとし、公平性に配慮した内容となっています。

なお、この案は3年間の時限措置として実施されるようです。

◆「主婦年金問題」とは？

会社員などを夫に持つ専業主婦は、国民年金保険料を



納める必要がありません。しかし、夫が退職したり、主婦が働いたりした場合、保険料の納付義務が生じるにもかかわらず、その手続きを行っていなかった主婦が約 97 万人いるとされています。これが「主婦年金問題」です。

厚生労働省では昨年 12 月に未納期間を納付済みにするの特例（いわゆる「運用 3 号通知」）を出しましたが、批判が噴出し、厚生労働大臣がこの特例を撤回しました。

◆救済策の基本方針は？

救済策の基本方針は、「保険料の追納を認める」、「未納期間をカラ期間（年金受給資格が得られる加入期間）として算入する」です。

未納分については過去 10 年分に限って保険料を追加納付することが認められますが、現役世代では直近 10 年間、すでに年金を受給している高齢者については 50～60 歳の 10 年間で生じた未納期間分を追納の対象としています。

◆今後必要な対策とは？

年金の被保険者資格の変更は本人の届出によるため、どうしても漏れがちになります。不整合期間の再発防止のため、救済案では第 3 号被保

険者の種別変更を進めるための対策を講じる必要があるとの指摘もされており、今後の動きが注目されます。

### 社会保障改革案の「安心 3 本柱」とは？

◆「安心 3 本柱」の内容

政府から、「安心 3 本柱」を中心とした社会保障改革案の内容が発表されました。

この「安心 3 本柱」とは、（1）パートなどの非正規労働者への社会保険の適用拡大、（2）幼稚園や保育園の垣根をなくす「幼保一体化」の推進等による子育て基盤の強化、（3）医療・介護などを中心に自己負担の合計額に上限を設定する「合算上限制度」の導入です。

以下では、主な年金制度改革案について見ていきます。

◆年金制度改革案

年金制度改革案の具体策は、パートなどの非正規労働者の厚生年金の加入条件を、現在の「週 30 時間以上勤務」から「週 20 時間以上勤務」に緩和すること、また、現在は育児休業中だけとしている厚生年金保険料の免除期

間について産前・産後の休業期間まで広げるということです。

一方、高所得の会社員については保険料の負担増を求める方向です。厚生年金保険料は報酬に応じて決まる仕組みになっていますが、改革案では上限額を引き上げる考えです。

◆60 歳代前半の就労促進

この他、60～64 歳で働きながら厚生年金を受け取る場合、年金と給与の合計額が月額 28 万円を超えると、28 万円を超えた分の半分だけ受け取る年金が減り、46 万円超では給与の増加分だけ年金がカットされます。

現在、この仕組みで約 120 万人が総額 1 兆円程度を減額されていますが、厚生労働省では、給与と年金の合計額が 46 万円を超えるまで年金を減額しない制度に変更し、年金の減額幅を縮小することにより高齢者の就労を促す考えです。

◆しかし問題は山積…

いろいろと改革案が出されていますが、非正規労働者への厚生年金加入拡大は保険料の半分を負担する企業の反発が必至な状況であるなど、問題は山積しています。